

令和2年4月23日

学生の皆様

鈴鹿医療科学大学 学長

新型コロナウイルス感染症に対応した登校自粛期間延長について

全都道府県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(5月6日まで)が発出され、三重県から休業協力要請が出されている状況において、本学もその期間に合わせて登校自粛措置を継続しているところですが、登校自粛および今後の授業を下記の方針にもとづいて実施することにいたします。(状況の変化により、方針が変更される場合のあることをご了承ください。)

記

1. 登校自粛期間を7月15日(水)まで延長し、それまでは現在進行中の遠隔授業を継続します。また、実習など遠隔授業が困難な科目については夏季休業期間(8月6日～9月9日)または後期(9月10日～)に予定を変更し、一部後期に予定されている科目のうち遠隔授業が可能な科目を前期の途中から組み入れる場合があります。今後の学科・専攻の指示に従ってください。
2. 全国的に病院・施設内感染の事例が増えていることから、学外実習を中止とします。これは、本学学生への感染防止とともに、病院・施設関係者への感染防止の重要性から判断しました。
3. 緊急事態宣言(休業協力要請)が解除された場合、一定期間状況をみた上で、かつ、三つの密のすべてを避けることを前提として、登校自粛期間内であっても学外実習や学内実習などの対面が必要な科目や、学修および生活指導については再開する場合があります。今後、大学が発信する情報に注意してください。
4. 上記1. に伴い、後期の科目を前期の途中から実施する場合に必要な教科書・参考書については、引き続き FAX 注文により指定住所へ宅配をまいります。詳細は、後日ご案内いたします。
5. 遠隔授業により現在進行中の科目の単位認定の評価(試験・レポート・課題提出等)については、当初予定していた方法や期日に変更される場合がありますので、各科目の担当教員の指示に従ってください。
6. 登校自粛期間中であっても、遠隔授業のウェブ環境の整っていない学生には、大学での無線 LAN の使用を認めていますので、大学事務局に電話で事前に申し出てください。4月3日付で学生の皆様へ発信しました「授業開始に伴う新型コロナウイルス感染症に対する対応措置とお願い」を熟読してください。特に「体調管理表」による毎日の自己管理と対面授業における注意事項(本学に入る際の入室前の手洗い又は消毒、マスクの着用等)、公共交通機関利用時の注意事項等、再度十分な感染防止措置と健康管理の徹底をお願いします。
7. 長期間の在宅学修により、皆さんの体調管理とストレスへの対処が大変であることと思います。まずは時間割に合わせた規則正しい生活リズムを確立し、授業の合間に適度な運動とバランスの取れた食事を心がけてください。また、学生さん自身が、興味を抱くテーマについて、より

深く探究してみることも、この状況だからこそできる事かもしれません。計画的な自己学習に励んでいただきたいと思います。各担任の教員から、ウェブ上での面談により、皆さんの状況を確認させていただく機会を設けます。ウェブ授業を効果的に受講できているかどうかを含めて、学修方法や生活状況等の相談もしてみてください。

8. 本学には「学生相談室」があって、心理カウンセラー（臨床心理士）が一人ひとりの話をじっくりと聴き、一緒に悩みを整理し、学生の皆さんがその人らしく学生生活を送れるようお手伝いをしています。個人名や相談内容が外部にもれるようなことはありません。本学の学生なら誰でも利用できますので、ホームページを確認してみてください。また、本学の「健康管理センター」とも連携しており、身体的な相談もあわせて可能です。気軽にメールでアクセスしてください。

以上